

## 第8回 議会改革推進特別委員会記録

令和4年6月13日(月)

9時58分～11時48分

全員協議会室

- 【委員】 牛尾委員長、西田副委員長  
足立委員、村武委員、小川委員、佐々木委員、田畑委員
- 【委員外】 肥後議員、柳楽議員
- 【議長団】 笹田議長
- 【事務局】 河上局長、下間書記
- 

### 議 題

1 浜田市議会 BCP について

2 委員会代表質問について

3 その他

○次回開催 7 月 4 日(月) 10 時 00 分 全員協議会室

【議事の経過】

(開議 9 時 58 分)

牛尾委員長 | 第 8 回議会改革推進特別委員会を開会する。本日は全員出席で、議長も出席である。

**議題 1 浜田市議会 BCP について**

牛尾委員長 | 前回皆からいただいたご意見をもとに加筆修正をしているので、それをチェックしていきたい。

下間書記 | 2 ページの「必要性及び目的」について、青書き部分のところを追記した。当初は昭和 58 年と昭和 63 年の災害のみ記載していたが、明治 5 年の大地震についても追記した。この文言については、浜田市誌や浜田市のホームページから引用した。年だけではなく、月日も記載した。その下の青書き部分の議会基本条例の危機管理については、他市議会でも必要性や目的といったところに、議会基本条例の条文を入れているところがあり、その規定とリンクしているところが大きく、わかりやすいため追記したところである。

牛尾委員長 | 先般ご指摘いただいた関係を追記している。また書記が説明したように、議会基本条例も書き込んだほうがわかりやすいかと思う。皆からご指摘があるか。今日は全般に仕上げをしていきたいがご意見はないか。このページはこれでよろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

では続いてお願いします。

下間書記 | 3 ページの「議会の役割」、4 ページの「議長の役割」、5 ページの「議員の役割」とあるが、青書きで入れてはみたが、本日は 10 ページの浜田市議会災害等対策支援本部設置要領を議論していただき、作ることができれば、ここの部分が議会 BCP の議会の役割や議長、議員の役割に落とし込めるので、この設置要領についてご意見をいただきたい。

前回の特別委員会ですすでにある災害に関する規程と感染症に関する規程の二つを 1 本化することが決まった。本日案で示しているのは、1 本化した文案である。中身について議論いただき、追記修正をしていきたい。

第 1 条の趣旨について、記載のとおり作成した。他市では、黒枠に記載した文言としているところもあった。現在の文案を深掘りして、「議会が一体となり、市民の安全安心の確保に尽力する」という文言を追加した。ご意見をいただきたい。

牛尾委員長 | 深掘りをしてコンパクトにまとめたということで、この文言となった。皆からご意見があれば。

小川委員 | 適切な表現だと思う。他市の例が二つあるが、これと比較しても非常にわかりやすい。浜田市議会としての意思がここに表れていると思うの

牛尾委員長

でこれでよい。

皆のご了解をいただいたということでよろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

では続いてお願いします。

下間書記

承知した。「議会が一体となり」という文言で、これまで議論されていた「チーム議会」という部分を表した。

続いて、第2条の設置について、先般意見をいただいたように「その他議長が必要と認めるとき」を追記した。それ以外は従来どおりの内容である。

牛尾委員長

これでよろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

続いてお願いします。

下間書記

続いて、第3条の組織について、5項と6項を追記した。5項については、前回の委員会で意見をいただいた部分である。6項については、これまで意見はなかったが、他市議会では記載されていた内容であったため、案として入れてある。本部員に事故があるときは、その会派から他の議員が職務を代理するという内容である。もう一つ意見をいただきたいのが、現在は2人以上の議員での会派構成がされているのでよいが、一人会派、無会派が生じた際には、本部員として支援本部会議に出席しないということによいのか、確認をさせてほしい。会議に出席はしなくても、当然、情報は伝達する必要がある。こういう場合は、各派交渉会等も副議長がその議員に情報を伝達する役割を担っている。当然、情報は伝達すべきであるが、この部分についても意見をいただきたい。

牛尾委員長

まず5項、6項についてご意見を伺っておきたい。

5項については前回、年長者でよいのではというのが皆の意見だったが、誰が年長者なのかわかりにくいこともある。すると改選ごとに議員内で共通認識を持っておかなければいけないのかと思う。自分が年長者だと気づかない方もいるかもしれない。

あとは、各会派に会長や幹事長がいらっしゃるだろうが、少数会派や一人会派の場合について説明があった。その辺も明確にしておく必要があるのだろう。一人会派には誰が伝えるか。例えば副本部長が必ず伝えるようにといったことをどこかに書き込んでおかないと、わからないのではないか。それについて皆の意見を聞きたい。

西田副委員長

結局一人会派の場合は、一人で出られてもよいし、副本部長がその任務を遂行されても、どちらでもよいと思う。

田畑委員

今はたまたま22名の議員が各会派に所属しているが、今後どうなるかわからない。議会BCPをやる上で、きちんと参加していただく手法を取っておかないと。

牛尾委員長

今回、江津市議会が一人会派に3人なられた。そういう場合もある。しかし一人会派でも会派代表なので本部会議には出ることになるのでは

- ないだろうか。
- 下間書記 今の段階では一人会派は本部会議に入っていない。
- 牛尾委員長 するとやはり副本部長が一人会派の方に伝える、とどこかに明記しておかなければいけない。
- 下間書記 本部員にするかしないかを決めていただきたい。いずれにせよ情報を下ろさなければならぬのは絶対だと思うが、一人会派の方も会派代表者ということで本部員として扱うのか、そうではなく一般の議員とするのか。
- 牛尾委員長 なるべく本部員は少数にしないと大変なのでは。
- 佐々木委員 一人会派を本部員に入れるのはおかしい。かといってチーム市議会として意見を全く聞けないのもおかしいので、コロナのときにやったように副本部長のところに一人会派の方が話を通して、それを反映させるような仕組みをつくる。発信情報は副本部長から一人会派の人に伝えるというのがよいのでは。
- 小川委員 言われることはごもつともだが、4項の「各会派の代表者をもって当てる」というのを見ると、本部員に一人会派の人が入らないというのは置いておいて、出席できるかできないかという点は気になる。出席そのものも不可なのか、それとも発言権や決定権はないが傍聴はできる、オブザーバー参加的なことも認めるのかが気になった。原則的には先ほど佐々木委員が言われた方向でよいと思う。会派制が基本だと思うので、それでいくと参加しないほうがよいかと思う。
- 村武委員 私も佐々木委員の意見に賛成である。副本部長がしっかり一人会派の方と調整していただければよい。
- 牛尾委員長 佐々木委員の案でいったときに、小川委員が指摘された部分をどうするかが論点かと思う。
- 佐々木委員 オブザーバー参加もありかと思うが、意見はだめだと思う。代わりに副本部長が意見を代弁する形にしないと、それこそ会派で出ている意見と一人の意見が同等では問題がある。チーム市議会として全員の意見を反映するというときはそういうことも必要である。
- 牛尾委員長 佐々木委員から追加の意見があった。
- 足立委員 この会議が立ち上がるのは緊急時だと想定するので、オブザーバー参加も困難なときは極力控えるように、密になることは控えるようにということもある。副本部長経由で意見の収集なり発言なりで十分かと思う。緊急時においてはオブザーバー参加も控えたほうがよい。
- 牛尾委員長 若手の方々は仮定の議論は難しいかもしれない。一人会派の方をどう扱うかは皆の意見がほぼ出そろった。本部員以外の方については副本部長が窓口となり、意見を集約するという流れでよろしいか。
- ( 「異議なし」という声あり )
- 下間書記 ではそのようにおさめたい。
- 下間書記 文言的には特に修正を加えるのではなく、わかるようにするなら、こ

	<p>ここでいう「各会派代表者をもって当て」という部分の各会派とは2名以上の会派のことをいうとし、出席ができる、できないということをあえてこの要領に載せる必要はないと思うので。</p>
牛尾委員長	<p>書かなくてもよいのでは。将来的に書き込む必要があればそのときにまた考える、とりあえずこの文言でいくよう了解をお願いする。</p>
西田副委員長	<p>文言は変える必要はない。副本部長が一人会派の人に情報伝達をするということは4項の、副本部長はもろもろの事務に従事するとあるのでその関係でよいかと思う。意味がその中に収まってないだろうか。</p>
下間書記	<p>副本部長のところに入れるのはよいかもしれないので、文言を考えてみる。各会派とは2名以上で構成するものを指すといった部分も加えさせてほしい。</p>
牛尾委員長	<p>4項に加筆するということか。</p>
下間書記	<p>はい。</p>
牛尾委員長	<p>主に一人会派の方からも意見聴取するという役目を入れる。3項か。頭の主語に本部長はとあるから。</p>
西田副委員長	<p>4項の、本部員はもろもろで議会支援本部の事務に従事する、の中に、この本部員とは本部長、副本部長も含まれると思うので、副本部長の役割として議会支援本部の事務に従事する、その中に一人会派への情報伝達も含まれているという意味合いが、この4項の中にある。そういう解釈をすれば問題ない。</p>
牛尾委員長	<p>議会はあくまで合議体なので、意見の多いほうにまとめた方が。3条の4項に書き込むにしても、4条に書くにしても、同じことを書くので、どちらがより適切かということだと思うが。ご意見はないか。これとってご意見はないようなので、副委員長が申し上げたように、3条4項に書き込むことにしたい。よろしいか。</p>
小川委員	<p>4項に入れるのは賛成である。そこにどういう文言を入れるか。副本部長の任務を明確にしたほうがよい気がする。ただ事務に従事するではなく、副本部長は一人会派の方への情報伝達の責任も負っているということがこの中でわかるようにしなければいけないように思うが。</p>
牛尾委員長	<p>3項に、副本部長の対応まで書き込むということか。</p>
小川委員	<p>3項はそのままよい。4項の中でもう少しわかりやすい表現にしたほうがよい。事務の中に、一人会派への情報伝達や情報集約ということが含まれるという理解できる形がよい。</p>
牛尾委員長	<p>どこに書くかというだけだと思う。ここでこれ以上時間を食ってもいけない。大方の意見を聞けば4項の中に副本部長の職務、一人会派への対応を書き込んだほうがよいという声が多かったように思うので、この文言は後で事務局と一緒につくって次回提示する。次へ進む。</p>
下間書記	<p>4条の所掌事務である。全部で8項目記載してみた。黒枠に他市の事例も記載している。浜田市議会BCPの見直しに関することについて、こういった災害等に関する支援本部で行っているところと、議会運営委</p>

員会のようなところで行っているところとさまざまであった。案として入れているが、他のところでやったほうがよいということであれば意見をいただきたい。その他にも「被災地及び避難所等の状況調査に関すること」、「避難所等における自治会、自主防災組織に対する支援及び協力に関すること」、「被災者等からの相談及び助言に関すること」といったものを入れている市議会があった。10ページの所掌事務で朱書きにしている「被災地及び避難所の状況把握を行うこと」という部分を入れたが、この支援本部の所掌事務として入れてよいか、悩ましい部分があるがご意見をいただきたい。

牛尾委員長

4条の関係で結構あるが、それぞれご意見をいただきたい。想定されることは一とおりに書き込んである状況である。ほかに思いつく内容があるだろうか。これだけ書いてあればよいということならそれでもよいが。

小川委員

「(4)被災地及び避難所等の状況把握」の関係だが、議会の対策支援本部の任務として、直接避難所や被災地の状況を把握するのは、市側がメインの業務だと思う。市議会側がその活動に支障をきたさないように配慮するのが、大津市でもかなり強調されていた。私は(4)の内容を議会BCPに書き込むのは、やめたほうがよいと感じた。

見直しを支援本部としてやるのか、議会運営委員会でやるのかについては、これをつくるのが支援本部の業務に含まれるなら、その中で見直し含めて入れるのはこちらでやったほうが、より適切だと思う。

牛尾委員長

この委員会でやったほうがよいという意味か。

小川委員

はい。

牛尾委員長

(4)は、過去の災害例でいくと議員の住んでいる場所の近くの避難所に覗いたりすることがある。すると執行部はかなり頑張っているけど、不足点が意外にある。行政にもどうしても抜けがあるので、議員が自分で気づいたり、住民から報告があったりすることもあるので、(4)の項目は必要だと申し上げておく。

田畑委員

昭和58年の災害を経験している私にしてみれば、被災地の状況や避難場所の情報を、各議員も情報収集しながら行政と連絡し合いながらやっていかないといけない。道路が寸断された場合、水を運ぶ云々の話は次の次で、72時間耐えられる物資は、本当は自分たちで確保すべきである。情報は双方で共有すべきだと思う。

牛尾委員長

この辺はよろしいか。ではこの辺は全て書き込むということで。

佐々木委員

3番と4番とは少し違う意味合いなのか。

下間書記

違う。市の対策本部に提供するところまでをする。含まれるといえれば含まれる。

佐々木委員

4番に「行うこと」と定めると、積極的にこの行動をすることになるので、それが先ほど小川委員が言われたような、後々にこれが残って、かえって執行部のやろうとしていることを抑えることになりかねないかと思った。3番でそのあたりの意味合いを網羅している気もするのだが。

西田副委員長

3番は前の勉強会にもあったが、執行部に入ってくる情報と議会に入ってくる情報、市民から直接執行部に言われる情報と、議員が直接聞く情報とが入り混じって、執行部が情報整理する際に混乱するので、議会に入る情報は議会で一旦整理して、執行部にまとめて上げるという意味合いが(3)だと思う。

(4)は、それぞれの議員がかかわる地域、被災地の状況をできるだけ把握することに努めること、くらいにすればよいのでは。

牛尾委員長

(4)についてはいろいろご意見が出た。やはり自分の最寄の避難所等の状況把握に努めることといった書き方でもよいのかと思ったりするのだが。全ての災害に合わせる文言は難しい。ある程度、包含した表現もやむを得ない。そういう視点でご意見があれば。

佐々木委員

3番の災害等の情報や市民からの要望等の間に、市民からの避難所等の要望、など具体的な情報を加えれば、3番が網羅できて、あまり強制力がないようなものになる。

牛尾委員長

先ほど副委員長が申し上げたのは、一旦皆からいただいたいろいろな情報を本部に入れて、それから執行部へ渡すという意味合いで3番があるという説明だった。それでいえば4番はあってもよいと思うが。3番は共通した情報を議会として市本部へ提供する。3番は副委員長が指摘したような文言のほうがわかりやすい気もするのだが、それについてご意見をもう少しいただけないか。

下間書記

4番目に「被災地及び避難所等の状況把握に努めること」としているが、努めた上で、その状況把握をした中で収集や整理をして必要なものを市の対策本部に提供するというイメージかと思った。したがって、3番と4番の順番を入れかえて、災害等の情報や市民からの要望の中の、具体例が被災地や避難所の状況把握も含まれるといったイメージなのかと思ったがいかがか。

牛尾委員長

今、書記が申し上げた内容でまとめてよいか。

田畑委員

(3)災害の情報や市民からの要望等を収集整理となると、災害がある程度収まってからという形になろうかと思う。(4)の被災地及び避難所等の状況把握、これは(3)と(4)を入れかえるということではなく、現場の情報を把握した上で対策本部に報告する形にしたほうがよい。

牛尾委員長

(4)は今まさに被災している最中で、不足しているものなどの情報と認識した。となると4番を3番に入れてもう少し文言整理をしたほうがよい。ここは(4)と(3)を入れかえて文言整理したい。

足立委員

先ほど小川委員が言われた7番、議会BCPの見直しをこの中に入れるかどうか。これは別のところできちんと議論すべき。いかがだろうか。

牛尾委員長

小川委員は、ここでやるべきだといわれた。足立委員はここではないところでということか。それぞれの意見はわかった。4番は皆が了解しているからそのとおりとする。

7番について、議会基本条例を改選後に必ず見直しするように書いて

ある。当然議会BCPも必要である。何でもつくったと同時にそれは劣化していくので、どこでやるかは大事なのだろう。議会BCPの見直しについては、どこがやるかは書いてない。これは後に議論してもらおうという考え方もあろうし。

下間書記

所掌事務に入れているので、ここにBCPの見直しに関することを入れるのであれば、見直しはこの対策支援本部ですということかと思う。ほかのところですよというのがどこを想定されているのか。

足立委員

私は特別委員会もしくは議会運営委員会できちんと議論したほうがよいと思う。

牛尾委員長

そういう意味では、小川委員と足立委員の意見は一緒である。ただ、直接集まるのは本部員だから。議員みずからが見直しに手をつけないといけない。所掌事務に書いておけば。そういう認識でよいか。

河上局長

BCPについて、支援本部でも議論すると一文を入れておいて、最終決定は特別委員会なり、議会運営委員会に委ねることも可能かと思ったのだが。

牛尾委員長

どちらにしてもこれからつくるので、現場に対応すると見直ししないといけない。とりあえずスタートはこれでよいのではと思うのだが。

佐々木委員

局長が言われたニュアンスもわかる。より決めたことを任せるなら議会運営委員会で最終的にやって、付託はどこかの委員会がやる流れもよいが、とりあえずは支援支援本部でやったほうがよいかと思う。対策支援本部が実務を兼ねているので、より機能しやすい案が出るように思う。重みを持たすなら将来的に議会運営委員会かどこかでこの項目を上げて、特別委員会に下ろすようなことでもよいとは思いますが。

牛尾委員長

議会の災害対策支援本部で、例えば今後の議会の防災訓練も主導してもらうことになるので、そのようにすればまた違ったご意見が出ると思う。ここはとりあえずこの表現でご了解をお願いする。

それでは3番と4番の入れかえと、7番はそのままいくという大方の了解をいただいた。続いてお願いする。

下間書記

続いて、第5条の議員の任務について、6項目記載した。黒枠のところに記載しているように、前回の委員会で、議員みずからの安全安心の確保も重要なことだというご指摘があったので、議員の任務のところに入れてみた。この議員の任務が支援本部の所掌事務とリンクをしていないといけないので、そういう視点でもご意見をいただきたい。また、そもそも支援本部の設置要領に議員の任務まで入れるかどうか、この項目は別のところ、議会BCPに入れ込んでよいとも思う。他市議会もここまで入れているところと、そうでないところがある。支援本部会議の設置要領には、支援本部が行う事務については規定しているが、その他は入れていないところもあるので、ご意見をいただきたい。

牛尾委員長

指摘があったがご意見をいただきたい。書記が言うように、議員の任務について皆からご意見、いかがだろうか。

- 小川委員 文章表現だが、(1)で、「自らの安否や居場所等または」となっている。「または」がここに入るのは後のつながりとしてどうか。感染状況及び連絡先を報告するようになっているが、感染状況だけでよいのか。被災状況も含めたほうがよいのか。
- 牛尾委員長 4行目の話か。ほかにご意見はないか。
- 西田副委員長 小川委員が言われた、(1)の「自らの安否や居場所等または感染状況」というのは、「または」ということがおかしいということだった。感染状況というのは議員本人が感染しているか、していないかという報告だと思うので、ウイルス感染等に関しては、自分は感染していないと報告するだけのことだと思う。特にここはこれでよい気はする。
- 小川委員 感染とは感染症の関係だけだと思うが、被災状況などはよいのかなと思った。要るなら感染だけではなく、被災状況も併せて報告したほうがよいのではと思ったので。
- 下間書記 被災状況と感染状況というのを両方文言に入れさせてもらおうかと思う。少し言葉は整理させてもらうということではどうか。
- 牛尾委員長 (1)については文言整理をする。ほかの点についてご意見はあるか。現実で被災したらまた変わってくる部分もあるだろうが、とりあえずこの文言でよいか。不都合があれば都度手を入れるということで了解をお願いします。
- 下間書記 議員の任務については、先ほど指摘があったように、どこに置くのが一番よいか。所掌事務にあったほうがよいのか。
- 下間書記 所掌事務に入れるというのではなく、この対策本部の設置要領の中に組み込んだほうがよいのか、ここには書き込まずBCPのほうにだけ書いておくほうがよいのかについて意見をいただきたい。よその例を見ると、市の本部との連携という項目を設けているところもある。あくまでもこれは支援本部についての設置要領ということだけ考えるなら、議員の任務まで入れなくてもよいという考えもあるし、ただ、議員の任務があって、そこでやっていることの集約を支援本部が所掌事務としてやっているのだから、あったほうがわかりやすいという考え方もある。
- 牛尾委員長 以上の点についてご意見ををお願いします。議会の中に災害対策支援本部をつくるわけだから、その設置要領の中に議員の任務を書き込んでもよいと個人的には思うが。逆にここに書き込んでおけばBCPに書き込む必要はないだろうか。
- 下間書記 重ねて書いたほうがよいと思うので、BCPへの書き込みもするというでよいか。
- 佐々木委員 BCP本体にも似たような議員の役割が書いてあって、重ねてここで書く必要はないかもしれないが、一応書いたほうがわかりやすいのでこれでよいと思う。
- 牛尾委員長 そのような方向でまとめさせてもらってもよいか。  
( 「異議なし」という声あり )

ではそのように決定する。ここで10分程度休憩する。

[ 11時07分 休憩 ]

[ 11時15分 再開 ]

牛尾委員長  
下間書記  
牛尾委員長

委員会を再開する。第6条からお願いします。

第6条は議会事務局の役割についてである。2項目記載した。

ここはどうだろうか。ここは、例えば現在何かあったときには各職員が事務局内で分担しているのか。誰に連絡を取るか。

下間書記

事務局職員も市の災害対応の役割分担があるので、そこは市とも調整しないといけないと思っている。議会の対策支援本部が立ち上がったときの事務局職員の役割と、市で与えられている災害時の役割と二つあるので、同時にできないこともある。例えば避難所を開設する役を持っている職員もいる。そこは整理が必要である。

1番の、局長が会議に出席し情報収集に努めるとともに、議会からの情報提供を行う、とあるが、これは前の要綱と同じである。ここは議会がよいのか、対策支援本部でまとめた意見としたらよいのか。

牛尾委員長

議会ではなく、対策支援本部のほうが、より具体的ではないかという意見があるようだが。

下間書記

支援本部だけの情報を伝えないこともあるか。

牛尾委員長

ここは議論が必要である。やはり職員も市からの役割、例えば避難所を開設する職員が議員の安否確認などできないだろう。すると事前に、誰が議員の安否確認をされるか決まっているほうがわかりやすい。本部からの役割がない職員がわかっているならば、互いにわかっているほうが安否確認しやすいので、そこまで書き込む必要があるかわからないが、でも災害対応ならなるべくわかりやすいほうがよい。22名が文言に引っかかっているようでは困るので、読んでわかるような書き方にしたほうがよい。何かご意見があればお願いします。議員もどこで被災するかわからない。皆に想像を働かせてもらって。我々も災害を経験して追記していくことになるかと思うが、今は机上の想像でどうだろうか。

第6条の1号について、議会からがわかりにくいという指摘もあったが、議会の対策支援本部というのを入れるか。

下間書記

議会からでもよいかもしれない。対策支援本部を通したもののだけを情報提供するというわけでもないことがあり得るかもしれないので、そう思うと大きい枠にしておいたほうがよいかと。

西田副委員長

ここでの議会からというのは、議会イコール支援本部も含まれる議会からという解釈か。

牛尾委員長

随時見直ししなければいけないが、とりあえずこれでご了解をお願いします。

佐々木委員

議会からの情報提供を、どこに行うのか。

<p>下間書記 佐々木委員 牛尾委員長</p>	<p>市の対策本部会議に出席して対策本部に。 市の対策本部に行くということか。 局長はこの対策本部に出席しているのだから、そこで議会のまとめた情報を提供するという意味の文章なのだが。議会が広く情報収集したものを議会でまとめて、市の対策本部に出ている局長がそれを報告する。そういう認識なのだが。</p>
<p>西田副委員長</p>	<p>市の対策本部に議会側から出席するのは、議会の対策支援本部の本部長である議長と事務局長である。議会側が収集した情報を整理して市の対策本部に報告されるのは事務局長からということ。対策支援本部長は情報共有と一緒に努めるということで。それはそれでよい。</p>
<p>佐々木委員 河上局長</p>	<p>市対策本部に出るのは局長と議長か。 この議会の対策支援本部ができ上がってれば議長と局長になると思うが、その辺が。しかし必須ではない。現段階では事務局長が出席している。必ず議長が出なければいけないとはなっていないと思うので、状況に応じてよいのでは。今の要領でいくと、対策支援本部が立ち上がったときに、市の対策本部に出席すると定めてある。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>今は、議長は出ても出なくてもよいのかもしれないが、議会BCPを設置すると、議会としての災害対応の中身がしっかり網羅されて、いろいろな意見も集約されるので、議長から伝えたらよりスムーズかと思うのだが。</p>
<p>笹田議長</p>	<p>例えば今の新型コロナウイルス対策本部会議は正副議長と局長が出ている。災害対策本部が設置されたら我々が出ると要綱に書いてあるので、出ることになると思う。本部会議では、まとめたものを事務局長が説明することになっている。議長が説明するのではなく。</p>
<p>牛尾委員長</p>	<p>この文言でよいだろうか。議長が申したようになっていたので、この文言でとりあえず。将来的に何かあればそのときにまた議論しよう。とりあえずご了解いただいたということで。 2番の事務局職員はという文言も、誰がということを書き込む必要はないと思う。この文言でもよろしいと思うので、ご了解をお願いします。ではこれで収める。 7条についてはこれでよいということで。宿題が少しあるが次回に皆に提出するというので、この項を終わりたい。</p>

## 議題2 委員会代表質問について

<p>牛尾委員長</p>	<p>前回皆からご意見をいただいた。資料の青字が追記部分である。簡単に説明をお願いします。</p>
<p>下間書記 牛尾委員長</p>	<p>(以下、資料をもとに説明)</p> <p>委員会代表質問は委員会の総意でやる質問なので、個人の質問と重複することがあるかもしれないが、それはそれとして。個人一般質問を併せてやる場合は、その質問は扱わないということをここで規定している。</p>

皆のご意見を聞きながらまとめる。委員会代表質問をした人でも一般質問をすることができるとした。ここはこれでよろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

下間書記  
牛尾委員長

(5)③の委員会代表質問は一問一答という点もよろしいか。

委員会の総意でなければいけないような質問がそれほどあるとは想定しにくいので、市民が傍聴もしくは見ておられることを考えると、一問一答が望ましいとは思いますが、何か意見はあるか。併せて、一問一答を導入しないと委員会代表質問が形骸化してしまうという指摘があるかもしれないので、一問一答を徹底して委員会代表者として質問を行うということだけで了解いただけるか。

( 「異議なし」という声あり )

下間書記

対象委員会は、予算決算委員会と議会広報広聴委員会を除く常任委員会できるように案をつくっていた。特別委員会でもできるようにしたらよいのではという意見があった。特別委員会でもできるようにすると、導入目的の文言修正が少し必要になるかと思う。

今の導入目的を見てほしい。今は、「常任委員会の専門的視点を生かし各常任委員会における行政視察や自主的・自立的な調査研究を踏まえ、所管事項の政策立案及び政策提案を積極的に行うため、常任委員会を所管する市の一般事務について、常任委員会を代表する議員が当該委員会での意思統一を図ったものについて質問することができる委員会代表質問を導入する」としている。

これを特別委員会も対象にすると、次のページを見てほしい。特別委員会には所管事務調査という概念がないので、導入目的の文言を整理していただく必要がある。

下の点枠の部分に地方自治法を抜粋している。地方自治法第 109 条。委員会の役割、所掌事務のようなものが明記されているのだが、②で常任委員会はその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案・請願などを審査する、という役割がある。つまり常任委員会には事務に関する調査を行うという所管事務調査を行うことができると、議案と請願などを審査することができる。そういう二つの大きな役割がある。

4 番目、特別委員会には議会の議決により付議された事件を審査するというので、議会の議決によって調査事項などを決め、その件に関してだけ特別委員会は審査ができる。以上が地方自治法に明記されている内容である。特別委員会は、本来は付議された事件を審査するのが目的ではあるが、今は特別委員会の調査項目、内容が広がっており、何かの項目について調査研究し、必要に応じて市に提言をするという調査項目にしていることが多い。しかし、原則としては付議された事件を審査するのが特別委員会の大きな役割である。

青い米印に書いてあるように、所管事務調査権は常任委員会が自主的

にその所管事務を取り上げ、積極的に調査を行い得る特異な権限である。所管事務調査は常任委員会及び議会運営委員会が有する権限で、特別委員会には有しないということが書いてある。

それを踏まえ、特別委員会でも代表質問ができるとするなら、案で示していた導入目的を少し整理する必要がある。常任委員会の専門的視点を生かすとか、調査所管事務についてとかを削除しなければならないので、案としては、「委員会の政策立案及び政策提案を積極的に行うため、市の一般事務について委員会を代表する議員が当該委員会での意思統一を図ったものについて質問することができる委員会代表質問を導入する。この場合の委員会には特別委員会も含む」といった修正が必要かと思う。所管事項を調査するとか、所管事項の研究を踏まえて政策立案するという言葉は省略しないといけない。

参考例として、そもそも委員会代表質問を導入している市議会が少ないのだが、その中で三つあったと最初に説明したが、可児市議会、岩倉市議会、大町市議会の三つ、それはいずれもやはり常任委員会で行ってない。やはり、目的部分に所管事務に関する質問を実施することを積極的にうたわれているので、所管事項についてとなると常任委員会ではできないので、そのようにしているのかと思う。

浜田市議会がどうするかについて、ご意見をいただきたい。

牛尾委員長

先般、正副委員長と書記を交えて、地方自治法の関係も含めて議論した。当面は所管事務調査権のある常任委員会に絞ったほうがわかりやすいのではないかということ協議した。その上で皆のご意見をいただきたい。

なお、最近の全国的な事例でいくと、委員会において議員間討議をしながら十分中身を精査した委員会代表質問のほうが、むしろ一般質問よりも先に進められる、会派代表質問より、委員会代表質問のほうが中身があると話す大学の先生もいる。

今、常任委員会でそれぞれテーマを持って研究されているが、その成果で委員会代表質問をされるほうがスタートに当たってはわかりやすいのではと、正副委員長と下間書記と議論した。皆の意見を聞きたい。とりあえずスタートは常任委員会に絞るということによろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

ではそのように決定したい。では委員会代表質問実施要項の修正案について皆に了解いただいたので、議長に提出する。ご了解をお願いします。

下間書記

修正1が正式に決まった。今日、特別委員会から議長に検討結果報告を作成し提出したい。その後に、全議員に周知しないといけないと思うので、6月定例会議の最終日に全員協議会で報告し、さらに議会運営委員会でも周知して要領を作成し、共通認識を持たないといけないと思うが、最終日によろしいか。

牛尾委員長

最終日の全員協議会に報告する。会派内では事前に話しておいてほし

い。

次に資料3を見てほしい。

昨年の議会改革調査結果が事務局へ送られてきた。浜田市議会は全国総合77位。昨年より10位くらい上がった。島根県では1番。類似団体の中でいえば43位。分野別で情報共有のランクは全国で39位。住民参画は101位。機能強化は140位。総合で77位。総合順位のうち県議会と町村議会を除けば43位ということである。

ちなみに中国5県では昨年ベスト10だったが、今年は4位か5位にランクアップしたとのこと。資料3にはマニフェスト研究会の審査基準が載せてある。浜田市議会の弱い点は機能強化、住民参画である。

すぐできる機会改革もあるので、こういう点も共有してもらいながら次にやっていく参考の一つにしてもらいたい。

併せて、視察の縛りが外れたので令和4年度の視察はできれば中国5県の中で、機能強化と住民参画の点数の高いところへ、ぜひ1泊2日程度で訪問したい。皆にも考えていただき、次回それぞれ提案していただきたい。この件について何かあるか。

( 「なし」という声あり )

### 議題3 その他

では次回の予定だが、定例会議終了後のほうがよいように思う。皆はどうだろうか。

《 以下、日程調整 》

では次回は7月4日の午前10時からとする。以上で本日の特別委員会を終了する。

(閉議 11時48分)

浜田市議会委員会条例第65条の規定により委員会記録を作成する。

議会改革推進特別委員会 委員長 牛尾 昭 ㊟